

数とを合算して得た数 314,063
その総数の3分の1 494,793

熊本県選挙管理委員会告示第9号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条第4項の規定に基づくその総数の3分の1の数（40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

平成15年3月28日

熊本県選挙管理委員会
委員長 宮 本 卓 治

選挙区名	
熊本市選挙区	152,972
八代市選挙区	28,192
人吉市選挙区	10,027
荒尾市選挙区	15,602
水俣市選挙区	8,212
玉名市選挙区	12,048
本渡市選挙区	10,587
山鹿市選挙区	8,825
牛深市選挙区	5,067
菊池市選挙区	7,260
宇土市選挙区	10,092
宇土郡選挙区	5,539
下益城郡選挙区	22,645
玉名郡選挙区	20,579
鹿本郡選挙区	15,687
菊池郡選挙区	34,282
阿蘇郡選挙区	21,033
上益城郡選挙区	23,603
八代郡選挙区	13,323
芦北郡選挙区	7,692
球磨郡選挙区	17,656
天草郡上島選挙区	14,573
天草郡下島選挙区	9,669

熊本県選挙管理委員会告示第10号

平成15年4月13日執行の熊本県議会議員一般選挙における選挙長の事務を行う場所は、次のとおり定める。

平成15年3月28日

熊本県選挙管理委員会
委員長 宮 本 卓 治

市の選挙区 当該市の選挙管理委員会事務局
郡の選挙区 当該郡を管轄する熊本県地域振興局総務課
ただし、候補者届及び候補者辞退届の受付事務を行う場所は、別表に定める場所のうち選挙長が定める。

(別表)

選挙区	時 間	受付事務を 行う場所	時 間	受付事務を 行う場所	受付事務を行う 場所の所在地
熊本市 選挙区	午前8時30分 ～正午	熊本市役所14階大ホール (熊本市役所14階)	正午～ 午後5時00分	熊本市選挙管理委員会事務局 (住友生命ビル3階)	市役所-熊本市手取本町 1番1号 住友生命ビル3階-熊本 市花畑町9番24号
八代市 選挙区	午前8時30分 ～ 午前9時30分	八代市役所5階A会議室 (八代市役所5階)	午前9時30分 ～ 午後5時00分	八代市選挙管理委員会事務局 (八代市役所5階)	八代市松江城町1番25号
人吉市 選挙区	午前8時30分 ～ 午前10時00分	人吉市役所議員控室 (人吉市役所3階)	午前10時00分 ～ 午後5時00分	人吉市選挙管理委員会事務局 (人吉市役所別館1階)	市役所-人吉市麓町16番 地 市役所別館-人吉市麓町 18番地の4
荒尾市 選挙区	午前8時30分 ～ 午前9時30分	荒尾市役所別館11号会議 室(荒尾市役所1階)	午前9時30分 ～ 午後5時00分	荒尾市選挙管理委員会事務局 (荒尾市役所1階)	荒尾市宮内出目390番地
水俣市 選挙区	午前8時30分 ～ 午後10時00分	水俣市職員共済会館 「秋葉」3階会議室A	午前10時00分 ～ 午後5時00分	水俣市選挙管理委員会事務局 (水俣市役所2階)	水俣市陣内一丁目1番1号
玉名市 選挙区	午前8時30分 ～ 午前9時30分	玉名市役所第1委員会室 (玉名市役所3階)	午前9時30分 ～ 午後5時00分	玉名市選挙管理委員会事務局 (玉名市役所2階)	玉名市繁根木163番地
本渡市 選挙区	午前8時30分 ～ 午前9時30分	本渡市役所3階講堂 (本渡市役所3階)	午前9時30分 ～ 午後5時00分	本渡市選挙管理委員会事務局 (本渡市役所新館1階)	本渡市東浜町8番1号
山鹿市 選挙区	午前8時30分 ～ 午前10時00分	山鹿市役所議員控室 (山鹿市役所2階)	午前10時00分 ～ 午後5時00分	山鹿市選挙管理委員会事務局 (山鹿市役所2階)	山鹿市大字山鹿978番地
牛深市 選挙区	午前8時30分 ～ 午前9時30分	牛深市役所2階会議室 (牛深市役所2階)	午前9時30分 ～ 午後5時00分	牛深市選挙管理委員会事務局 (牛深市役所1階)	牛深市牛深町2286番地103
菊池市 選挙区	午前8時30分 ～ 午前10時00分	菊池市役所3階大会議室 (菊池市役所3階)	午前10時00分 ～ 午後5時00分	菊池市選挙管理委員会事務局 (菊池市役所1階)	菊池市大字隈府888番地
宇土市 選挙区	午前8時30分 ～正午	宇土市福祉センター2階大 会議室	正午～ 午後5時00分	宇土市選挙管理委員会事務局 (宇土市役所2階)	福祉センター-宇土市浦 田町44番地 市役所-宇土市浦田町5 1番地

選挙区名	時 間	受付事務を行う場所	受付事務を行う場所の所在地
宇土郡選挙区	午前8時30分 ～ 午後5時00分	熊本県宇城総合庁舎第2会議室 (熊本県宇城総合庁舎2階)	下益城郡松橋町大字久具字井手下400番地の1
下益城郡選挙区	午前8時30分 ～ 午後5時00分	熊本県宇城総合庁舎第1会議室 (熊本県宇城総合庁舎2階)	下益城郡松橋町大字久具字井手下400番地の1
玉名郡選挙区	午前8時30分 ～ 午後5時00分	熊本県玉名総合庁舎大会議室 (熊本県玉名総合庁舎4階)	玉名市岩崎1004番地の1
鹿本郡選挙区	午前8時30分 ～ 午後5時00分	熊本県鹿本総合庁舎3階大会議室 (熊本県鹿本総合庁舎3階)	山鹿市大字山鹿1026番地の3
菊池郡選挙区	午前8時30分 ～ 午後5時00分	熊本県菊池総合庁舎別館大会議室 (熊本県菊池総合庁舎別館2階)	菊池市大字隈府1272番地の10
阿蘇郡選挙区	午前8時30分 ～ 午後5時00分	熊本県阿蘇総合庁舎別館大会議室 (熊本県阿蘇総合庁舎別館2階)	阿蘇郡一の宮町大字宮地2402番地
上益城郡選挙区	午前8時30分 ～ 午後5時00分	熊本県上益城総合庁舎大会議室 (熊本県上益城総合庁舎3階)	上益城郡御船町大字辺田見字馬場396番地の1
八代郡選挙区	午前8時30分 ～ 午後5時00分	熊本県八代総合庁舎大会議室 (熊本県八代総合庁舎5階)	八代市西片町1660番地
芦北郡選挙区	午前8時30分 ～ 午後5時00分	熊本県芦北総合庁舎3階大会議室 (熊本県芦北総合庁舎3階)	葦北郡芦北町大字芦北2670番地
球磨郡選挙区	午前8時30分 ～ 午後5時00分	熊本県球磨総合庁舎大会議室 (熊本県球磨総合庁舎会議棟2階)	人吉市西間下町一本杉86番地の1
天草郡上島選挙区 天草郡下島選挙区	午前8時30分 ～ 午後5時00分	熊本県天草総合庁舎別館大会議室 (熊本県天草総合庁舎別館会議棟2階)	本渡市今釜新町3530番地

熊本県職員の特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成15年3月28日

熊本県人事委員会委員長 松 尾 隆 樹

熊本県人事委員会規則第19号

熊本県職員の特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則
熊本県職員の特地勤務手当等に関する規則（昭和46年熊本県人事委員会規則第7号）の
一部を次のように改正する。

別表中「

	阿蘇郡高森町	草部駐在所	
	阿蘇郡蘇陽町	二瀬本駐在所	

 を削り、

「頭地駐在所」を「五木駐在所」に改め、

「

	球磨郡水上村	水上駐在所	
	天草郡松島町	教良木駐在所	
	天草郡龍ヶ岳町	竜ヶ岳駐在所	

 を

「

	葦北郡津奈木町	福浜駐在所	
	球磨郡水上村	水上駐在所	
	天草郡龍ヶ岳町	龍ヶ岳駐在所	

 に改める。」

附 則
この規則は、平成15年4月1日から施行する。